

流動資金貸出管理暫定弁法
中国銀行業監督管理委員会令2010年第1号

《流動資金貸出管理暫定弁法》は既に中国銀行業監督管理委員会の第72回首席会議を通過し、ここに公布し、そして公布日より施行する。

主席：劉明康

二〇一〇年二月十二日

流動資金貸出管理暫定弁法

第一章 総則

第一条 銀行業金融機構の流動資金貸出業務行為を規範化し、流動資金貸出業務の慎重な経営管理を強化し、流動資金貸出業務の健全な発展を促進するため、《中華人民共和国銀行業監督管理法》、《中華人民共和国商業銀行法》等の関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国の国内に中国銀行業監督管理委員会の批准を経て設立された銀行業金融機構（以下、「貸出人」という）が流動資金貸出業務を経営する場合、本弁法を遵守しなければならない。

第三条 本弁法でいうところの流動資金貸出とは、貸出人が企（事）業法人または国家が借入人することができる規定しているその他の組織に向ける借入人の日常的生産経営の回転のために使用される外貨・人民元の貸出のことを指す。

第四条 貸出人が流動資金貸出業務を展開するに当たり、法に依って規定を守ること、慎重経営、平等自主、公平誠信であることに従わなければならない。

第五条 貸出人は内部統制システムを改善し、貸出の全フローの管理を行い、全面的に顧客情報を了解し、流動資金貸出のリスク管理制度及び有効な部署ごとの牽制メカニズムを構築し、貸出管理の各フローの責任を具体的部門及び部署にまで実行させ、そして各々の部署の考課及び問責メカニズムを構築しなければならない。

第六条 貸出人は借入人の運転資金ニーズを合理的に推計し、慎重に借入人の流動資金与信総額及び具体的貸出限度額を確定し、借入人の実際のニーズを超過して流動資金貸出を行

ってはならない。

貸出人は借入人の生産経営規模と周期の特徴に基づいて、合理的に流動資金貸出の業務品種及び期限を設定し、借入人の生産経営の資金ニーズを満たすことを以って、貸出資金回収の有効なコントロールを実現しなければならない。

第七条 貸出人は流動資金貸出を借入人及びその所属するグループ顧客の統一与信管理に組み入れ、そして区域、業種、貸出品種等の次元に従ってリスク限度額管理制度を構築しなければならない。

第八条 貸出人は経済運営状況、業種発展規律及び借入人の有効な貸付ニーズ等に基づいて、合理的に内部の実績の効果指標を確定し、不合理な貸出規模の指標を制定してはならず、悪性の競争及び集中的な貸出を行ってはならない。

第九条 貸出人は借入人と明確、合法的な貸出用途を約定しなければならない。

流動資金貸出は固定資産、持分等への投資に使用してはならず、国家が生産・経営を禁止する分野及び用途へ使用してはならない。

流動資金貸出は流用してはならず、貸出人は契約約定に従って流動資金貸出の使用状況を検査、監督しなければならない。

第十条 銀行業監督管理委員会は本弁法に照らして流動資金貸出業務に対して監督管理を実施する。

第二章 受理と調査

第十一条 流動資金貸出申請は以下の条件を具備していなければならない。

- (一) 借入人が法に依って設立されていること。
- (二) 借入金の使途が明確、合法であること。
- (三) 借入人の生産経営が合法的で、コンプライアンス性を有していること。
- (四) 借入人が持続的経営能力を具えており、合法的な返済源資を有していること。
- (五) 借入人の信用状況が良好で、重大な不良信用記録がないこと。
- (六) 貸出人が要求するその他の条件。

第十二条 貸出人は流動資金貸出申請資料の方式及び具体的内容に対して要求を提出し、そして借入人に誠実守信原則を守り、提出した書類が真実、完備、有効であることを約束することを要求しなければならない。

第十三条 貸出人は現場と非現場を相結合させた形式で十分に調査を行い、書面報告を作成し、そしてその内容の真実性、完全性及び有効性に責任を負わなければならない。十分に調査する内容は以下の名揚を含むがそれだけに限らない。

(一) 借入人の組織構造、コーポレートガバナンス、内部コントロール及び法定代表人と経営管理陣の信用等に関する状況。

(二) 借入人の経営範囲、核心主業務、生産経営、貸出期間内の経営計画及び重大な投資計画等の状況。

(三) 借入人の所属する業種の状況

(四) 借入人の売掛金、買掛金、在庫等の真実の財務状況。

(五) 借入人の運転資金総ニーズ及び現在有する融資性負債の状況。

(六) 借入人の関連方及び関連取引等に関する状況。

(七) 貸出の具体用途及び貸出用途と関連する取引相手の資金占用等の状況。

(八) 返済源資の状況、生産経営による生じるキャッシュフロー、総合収益及びその他合法収入等を含む。

(九) 担保のある流動資金貸出に対して、抵当（質権設定）物の権利貴族、価値及び現金化の難易度、または保証人の保障資格及び能力等の状況を調査する必要がある。

第三章 リスク評価と審査批准

第十四条 貸出人は完備しリスク評価メカニズムを構築し、具体的な責任部門及び部署を確定し、全面的に流動資金貸出のリスク要素を審査しなければならない。

第十五条 貸出人は内部評定制度を構築及び完備し、科学的合理的な評定及び与信方法を採用し、顧客の信用等級を評定し、顧客の信用記録を構築しなければならない。

第十六条 貸出人は借入人の経営規模、業務特徴及び売掛金、在庫、買掛金、資金循環周期等の要素に基づいてその運転資金ニーズ（測定方法は付属文書参照）を推計し、総合的に借入人のキャッシュフロー、負債、返済能力、担保等の要素を考慮し、合理的に貸出構造を、金額、期限、利率、担保及び返済方式等を含めて確定しなければならない。

第十七条 貸出人は貸出・審査分離、等級を分けて審査批准するという原則に基づいて、規

範的な流動資金貸し付け評定制度及びフローを構築し、リスク評価及び貸付審査批准独立性を確保しなければならない。

貸出人は健全な内部審査批准授権と転授権構造を構築しなければならない。審査人員は授権範囲内において規定のフロー貸出を審査しなければならない、権限を越えて審査批准してはならない

第四章 契約の締結

第十八条 貸出人は借入人及びその他の関連当事者と書面の借入契約及びその他関連協定を締結し、担保を必要とする場合は同時に担保契約を締結しなければならない。

第十九条 貸出人は借入契約において借入人と流動資金貸出の金額、期限、利率、用途、支払、返済方式等の条項を明確に約定しなければならない。

第二十条 前条で指すところの支払条項とは、以下の内容を含むがそれだけに限らない。

- (一) 貸出資金の支払方式及び貸出人が受託支払する金額標準。
- (二) 支払方式の変更及び変更を生じさせる条件。
- (三) 貸出資金支払の制限、禁止行為。
- (四) 借入人が速やかに貸出資金の使用記録及び資料を提供すること。

第二十一条 貸出人は借入契約の中で借入人が以下の事項を承諾することを約定する。

- (一) 貸出人に真実、完全、有効な資料を提供すること。
- (二) 貸出人に協力して貸出支払管理、貸出後管理及び関連検査を行うこと。
- (三) 対外投資、実質的に債務が増加する融資、及びに合併、分割、持分譲渡等の重大事項について事前に貸出人の同意を求めること。
- (四) 貸出人は借入人の資金回収の状況に基づいて期限前に貸出を回収する権利を有すること。
- (五) 返済能力に影響を及びる重大な不利事項が発生したときに直ちに貸出人に通知すること。

第二十二条 貸出人は借入人と借入契約の中で、以下の状況のいずれかが生じたときに、借入人が負うべき違約責任及び貸出人が取ることのできる措置を約定しなければならない。

- (一) 約定した用途に従って貸出を使用していない場合。
- (二) 約定方式に従って貸出資金支払を行っていない場合。
- (三) 承諾事項を遵守していない場合。
- (四) 約定した財務指標を突破した場合。
- (五) 違約にかかる重大な事件が発生した場合。
- (六) 借入契約の約定に違反するその他状況がある場合。

第五章 貸出及び支払

第二十三条 貸出人は独立した責任部門または部署を設立し、流動資金貸出実行及び支払の審査を担当しなければならない。

第二十四条 貸出人は貸出実行前に借入人が契約で約定している引出条件を満足しているかを確認し、そして契約約定に従って貸出人の受託支払または借入人の自主支払の方式を通じて管理とコントロールを行い、貸出資金が約定した用途に従って使用されていることを監督しなければならない。

貸出人による受託支払とは貸出人が借入人の引出申請及び支払委託に基づいて、貸出金を借入人口座を通じて契約で約定した用途に符合する借入人の取引相手宛に支払うことを指す。

借入人による自主支払とは貸出人が借入人の引出申請に基づいて、貸出資金を借入人口座宛に入金した後、借入人が自ら契約で約定した用途に符合する借入人の取引相手宛に支払うことを指す。

第二十五条 貸出人は借入人の業種特徴、経営規模、管理水準、信用状況等の要素及び貸出業務品種に基づいて、合理的に貸出資金の支払方式及び貸出人の受託支払の金額標準を約定しなければならない。

第二十六条 以下の状況のいずれかを有する流動資金貸出は、原則として貸出人受託支払方式を採用しなければならない。

- (一) 借入人と新たに貸付業務関係を築き且つ借入人の信用状況が一般的である。
- (二) 支払対象が明確かつ一回の支払金額が比較的大きい。
- (三) 貸出人が認定するその他状況。

第二十七条 貸出人の受託支払方式を採用する場合、貸出人は約定した貸出用途に基づいて、借入人が提供する支払申請に記載された支払対象、支払金額等の情報が相応する商務契約等の証明資料と符合している否かを審査しなければならない。審査に同意した後に、貸出人は貸出資金を借入人口座を通じて借入人の取引対象に支払わなければならない。

第二十八条 借入人の自主支払方式を採用する場合、貸出人は借入契約の約定に従って借入人に定期的に貸出資金の支払状況を取りまとめて報告し、そして口座分析、証憑検査または現場調査等の方式を通じて貸出支払が約定した用途に符合しているか否かを報告することを要求しなければならない。

第二十九条 貸出支払の過程において、借入人の信用が下落し、主營業務の利益能力が強くなく、貸出資金使用に異常が現れた場合、貸出人は借入人と協議して貸出の実行及び支払条件の補充を行わなければならない、または契約約定に基づいて貸出支払方式の変更、貸出資金実行及び支払の停止を行わなければならない。

第六章 貸出後管理

第三十条 貸出人は貸出資金十公募の管理を強化し、借入人が所属する業種及び経営特長に対して、定期と不定期に現場検査と非現場モニタリングを行い、借入人の経営、財務、信用、支払、担保及び融資数量とチャネル変化等の状況を分析し、各種の借入人の返済能力に影響するリスク要素を掌握しなければならない。

第三十一条 貸出人は借入契約の約定を通じて、借入人に対して専門的に資金を回収する口座を指定し、そして速やかに当該口座の資金の出入り状況を提供するように要求しなければならない。

貸出人は借入人の信用状況、融資状況等に基づいて、借入人と協議して口座管理協議を締結し、指定口座に対する回収資金管理を明確に約定することができる。

貸出人は大金額及び異常な資金の流出入状況に注意を払い、資金回収口座の監視を強化しなければならない。

第三十二条 貸出人は動的に借入人の経営、管理、財務及び資金フロー等の重大な早期警戒信号に注意を払い、契約約定に基づいて直ちに期限前回収、追加担保等の有効措置をとることで貸出リスクを防止除去しなければならない。

第三十三条 貸出人は貸出品種、限度額、期限と借入人の経営状況、返済能力の整合度合いを評価して、借入人との以降の付き合いの拠り所とし、必要なときに直ちに借入人との付き合いの策略及び内容を調整しなければならない。

第三十四条 貸出人は法律法規の規定及び借入契約の約定に基づいて、借入人の大金額融資、資産売却及び合併、分割、株式制改組、破産生産等の活動に参加し、貸出人債権を保護しなければならない。

第三十五条 流動資金貸出を期限延長する場合、貸出人は貸出に対応する資産の回転周期の変化の原因及び実際のニーズを審査し、期限延長の可否を決定し、そして貸出の延長期限、金額を合理的に確定し、期限延長貸出の事後管理を強化しなければならない。

第三十六条 流動資金貸出が不良化した場合、貸出人はその貸出について専門的に管理し、直ちに全額回収処置法案を制定しなければならない。借入人に確かに一時的な経営困難があり期限どおりに貸出元利金を返済できない場合、貸出人は借入人と協議してリスケジュールを行うことができる。

第三十七条 確かに回収不可能な不良貸出に対して、貸出人は関連規定に基づいて貸出金の償却を行った後に、債務者に対して引き続き遡及するか、または市場化処置を行わなければならない。

第七章 法律責任

第三十八条 貸出人が本弁法の規定に違反して流動資金貸出業務を経営した場合、中国銀行業監督管理委員会は、期日を定めて改善を命令しなければならない。貸出人に以下のいずれかの状況がある場合、中国銀行業監督管理委員会は《中華人民共和国銀行業監督管理法》第37条の規定に基づいて監督管理措置を採ることができる。

- (一) 流動資金貸出の業務フローに欠陥がある場合。
- (二) 貸出管理の各フローの責任が具体的な部門及び部署にまで執行されていない場合。
- (三) 貸出調査、リスク評価、貸出後管理が十分に果たされていない場合。
- (四) 借入人の契約約定違反の行為に対して発見すべきながら発見しなかった、または発見したものの直ちに有効な措置を採らなかった場合。

第三十九条 貸出人に以下のいずれかの状況がある場合、中国銀行業監督管理委員会は本弁法第38条に従って監督管理措置を採る以外に、さらに《中華人民共和国銀行業監督管理法》

第46条、第48条に基づいて処罰を行うことができる。

- (一) 貸付条件の引き下げまたは借入人の実際の資金ニーズを超えて貸出を実行する場合。
- (二) 本弁法の規定に基づいて借入契約を締結していない場合。
- (三) 借入人と共謀して規定に違反して貸出を実行する場合。
- (四) 借入人が流動資金を固定資産投資、持分投資及び国家が生産・経営を禁止する分野や及び用途使用することを放置した場合。
- (五) 貸出の審査批准権限を超過または形を変えて超過した場合。
- (六) 本弁法の規定に従って貸出資金支払管理及びコントロールを行っていない場合。
- (七) 本弁法で規定している慎重な経営規則に重大に違反するその他状況が在る場合。

第八章 附則

第四十条 貸出人は本弁法に従って流動資金貸出管理の実施細則及び操作規程を制定しなければならない。

第四十一条 本弁法は中国銀行業監督管理委員会が解釈の責任を負う。

第四十二条 本弁法は公布日より施行する。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/吳明憲)